

環境の保全と創造に関する条例施行規則（抜粋）

（特定物質排出抑制計画の作成等）

第45条 条例第142条の2第1項に規定する規則で定める物質は、次に掲げる物質とする。

- (1) ハイドロフルオロカーボン（地球温暖化対策の推進に関する法律施行令（平成11年政令第143号）第1条各号に掲げるものに限る。以下同じ。）
- (2) パーフルオロカーボン（地球温暖化対策の推進に関する法律施行令第2条各号に掲げるものに限る。以下同じ。）
- (3) 六ふっ化硫黄
- (4) 三ふっ化窒素

2 条例第142条の2第1項に規定する規則で定める工場等は、次の各号のいずれかに該当する工場等とする。

- (1) エネルギー（エネルギーの使用の合理化等に関する法律（昭和54年法律第49号）第2条第1項に規定するエネルギーをいう。第4項及び第45条の4第1項第1号において同じ。）の年度（4月1日から翌年の3月31日までをいう。以下同じ。）の使用量について、次のアからウまでに掲げるエネルギーの区分に応じ、それぞれアからウまでに定める方法により原油の数量に換算した量を合算した量（以下「原油換算エネルギー使用量」という。）が、1,500キロリットル以上である工場等

ア 前年度において使用した燃料 エネルギーの使用の合理化等に関する法律施行規則（昭和54年通商産業省令第74号。以下この号において「省令」という。）第4条第1項に規定する方法

イ 前年度において他人から供給された熱 省令第4条第2項に規定する方法

ウ 前年度において他人から供給された電気 省令第4条第3項に規定する方法

- (2) 原油換算エネルギー使用量が500キロリットル以上1,500キロリットル未満であって、大気汚染防止法（昭和43年法律第97号）第2条第2項に規定するばい煙発生施設（専ら非常時において用いられるものを除く。）を設置している工場等

- (3) 排出したハイドロフルオロカーボン、パーフルオロカーボン、六ふっ化硫黄又は三ふっ化窒素のいずれかの量を二酸化炭素に換算した量が前年度の12月31日以前の1年間当たり3,000トン以上である工場等

3 条例第142条の2第1項に規定する規則で定める自動車運送事業者は、自動車運送事業（道路運送法第2条第2項に規定する自動車運送事業をいう。）の用に供する自動車（使用の本拠の位置が県の区域内に存するものに限る。以下この条において「自動車」という。）の前年度の末日における総数が、次の各号に掲げる自動車の区分に応じ、当該各号に定める台数以上である自動車運送事業者とする。

- (1) 貨物自動車運送事業法（平成元年法律第83号）第2条第2項に規定する一般貨物自動車運送事業又は同条第3項に規定する特定貨物自動車運送事業の用に供する自動車（けん引して陸上を移動させることを目的として製作されたものを除く。） 100台

- (2) 道路運送法第3条第1号に規定する一般旅客自動車運送事業（次号に規定するものを除く。）の用に供する自動車 100台

- (3) 道路運送法第3条第1号八に規定する一般乗用旅客自動車運送事業の用に供する自動車 175台

4 条例第142条の2第1項に規定する特定物質排出抑制計画には、次に掲げる事項（第2項第2号に掲げる工場等にあつては、第4号及び第5号に掲げる事項を除く。）を記載しなければならない。

(1) 工場等の名称及び所在地

(2) 工場等において行う事業又は自動車運送事業の内容

(3) 事業活動に伴って使用する燃料の量並びに他人から供給された熱及び電気の量（自動車運送事業者にあつては、自動車運送事業の用に供する自動車の台数）

- (4) 特定物質の排出の抑制に関する方針
 - (5) 特定物質の排出の抑制を図るための推進体制
 - (6) 事業活動に伴う特定物質の排出量（知事が定める算定方法により算定したものに限る。）
 - (7) 特定物質の排出の抑制に係る目標及び目標年度
 - (8) エネルギーの使用の合理化、製造工程における対策、低公害車の導入等の特定物質の排出の抑制に係る目標の達成のために講ずる措置
 - (9) 前各号に掲げるもののほか、知事が定める事項
- 5 条例第 142 条の 2 第 1 項の規定による特定物質排出抑制計画の提出は、工場等が第 2 項の工場等に該当することとなった年度又は自動車運送事業者が第 3 項の自動車運送事業者に該当することとなった年度の 7 月 31 日までにしなければならない。

（措置の結果の報告）

第 45 条の 2 条例第 142 条の 3 第 2 項の規定による報告は、その年度において講じた措置の結果を取りまとめ、翌年度の 7 月 31 日までにしなければならない。

（特定物質排出抑制計画等の公表の対象）

第 45 条の 3 条例第 142 条の 4 第 2 項に規定する規則で定める特定規模排出事業者は、第 45 条第 2 項第 1 号又は第 3 号に掲げる工場等を設置し、又は管理している者及び同条第 3 項に規定する自動車運送事業者とする。

附 則（平成 15 年 9 月 30 日規則第 79 号）

この規則は、平成 15 年 10 月 1 日から施行する。

附 則（平成 18 年 3 月 31 日規則第 43 号）

（施行期日）

1 この規則は、平成 18 年 4 月 1 日から施行する。

（経過措置）

2 この規則の施行の際現に改正後の環境の保全と創造に関する条例施行規則（以下「改正後の規則」という。）第 45 条第 2 項に規定する工場等（改正前の環境の保全と創造に関する条例施行規則第 45 条第 2 項に規定する工場等に該当するものを除く。）を設置し、又は管理している者及びこの規則の施行の際現に改正後の規則第 45 条第 3 項に規定する自動車運送事業者である者に対する同条第 5 項の規定の適用については、同項中「工場等が第 2 項の工場等に該当することとなった年度又は自動車運送事業者が第 3 項の自動車運送事業者に該当することとなった年度の 7 月 31 日」とあるのは、「平成 18 年 12 月 28 日」とする。

附 則（平成 26 年 6 月 12 日規則第 24 号）

（施行期日）

1 この規則は、公布の日から施行する。ただし、第 45 条第 1 項に 1 号を加える改正規定は、平成 27 年 4 月 1 日から施行する。

（経過措置）

2 改正後の環境の保全と創造に関する条例施行規則（以下「改正後の規則」という。）第 45 条第 2 項第 3 号及び第 45 条の 4 第 1 項第 2 号の規定の適用については、平成 27 年 3 月 31 日までの間、これらの規定中「六ふっ化硫黄又は三ふっ化窒素」とあるのは、「又は六ふっ化硫黄」とする。

3 次に掲げる者（この規則の施行の日前に環境の保全と創造に関する条例（平成 7 年兵庫県条例第 28 号。以下「条

例」という。)第142条の2第1項の規定により特定物質排出抑制計画を提出した者を除く。)に対する改正後の規則第45条第5項の規定の適用については、同項中「工場等が第2項の工場等に該当することとなった年度又は自動車運送事業者が第3項の自動車運送事業者に該当することとなった年度の7月31日」とあるのは、「平成26年12月26日」とする。

(1) この規則の施行の際現に改正後の規則第45条第2項第2号又は第3号に規定する工場等を設置し、又は管理している者

(2) 平成26年度に改正後の規則第45条第2項第1号に規定する工場等に該当することとなった工場等を設置し、又は管理している者

(3) 平成26年度に改正後の規則第45条第3項に規定する自動車運送事業者に該当することとなった者

4 平成25年度において講じた措置の結果に係る条例第142条の3第2項の規定による報告に対する改正後の規則第45条の2の規定の適用については、同条中「7月31日」とあるのは、「12月26日」とする。